

## 三次市遊休財産等利活用促進条例（令和5年12月15日条例第28号）

最終改正：

改正内容:令和5年12月15日条例第28号 [令和5年12月15日]

### ○三次市遊休財産等利活用促進条例

令和5年12月15日条例第28号

#### 三次市遊休財産等利活用促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が所有する普通財産のうち遊休化が懸念される財産の利活用を図るとともに、健全な行財政運営の推進を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遊休財産等 普通財産のうち遊休化が懸念される建物及び土地のうち、売却に係る公募を行ったが応募がなかったもので、当該公募の入札予定価格が2,000万円未満の財産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル未満のものに限る。）をいう。

(2) 利用事業 遊休財産等を利用して行う事業であって、産業振興、定住促進、社会福祉の増進その他地域の活性化等に寄与するものとして、市長の承認を受けた事業をいう。

(適用事業者の指定)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成すると認める利用事業を行う者を規則で定めるところにより、奨励措置の適用事業者（以下「適用事業者」という。）として指定することができる。

(奨励措置)

第4条 市長は、適用事業者に対して、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

(1) 遊休財産等（利用事業を行う場合に限る。以下同じ。）の減額譲渡

(2) 遊休財産等の無償貸付又は減額貸付

(減額譲渡の額等)

第5条 前条第1号に規定する減額譲渡をする場合において減じる額は、遊休財産等の時価に、2分の1を乗じて得た額を上限とする。

2 前条第2号に規定する減額貸付をする場合において減じる額は、遊休財産等の適正な貸付価額に、2分の1を乗じて得た額を上限とする。

3 前条第2号の貸付期間は、貸付日を含め12月を超えないものとする。

(調査等のための貸付け)

第6条 市長は、遊休化が懸念される普通財産の利活用の調査、検討等のため必要と認めるときは、普通財産の無償貸付又は減額貸付をすることができる。

2 前項の貸付期間は、貸付日を含め12月を超えないものとする。

(利用事業休止等の承認)

第7条 適用事業者は、利用事業の休止、廃止又は内容に重大な変更等が生じるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(地位の承継の承認)

第8条 奨励措置を受けた適用事業者が、奨励措置に係る権利及び義務の承継を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 適用事業者は、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、当該遊休財産等を取得した日から10年を経過した場合は、この限りでない。

(1) 遊休財産等を第三者に譲渡すること。

(2) 市長の承認なく利用事業を休止し、又は廃止すること。

(3) 遊休財産等を目的外に使用し、又は貸し付けること。

(適用事業者の指定の取消し等)

第10条 市長は、適用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 市長の承認なく利用事業を休止又は廃止したとき。

(3) 遊休財産等を取得した日から1年以内に利用事業に着手していないとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により奨励措置を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、適用事業者として不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により適用事業者の指定を取り消したときは、第4条第1号又は第2号により減じた額の支払及び貸付けの解除を適用事業者に求めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三次市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

2 三次市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成16年三次市条例第88号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

---